

鳥取県新技術・新工法活用システム審査委員会設置要領

1 目的

この要領は、新技術・新工法活用システム（以下「新技術等活用システム」という。）において新技術等の審査及び承認を行う新技術・新工法活用システム審査委員会（以下「審査委員会」という。）についての必要な事項を定めることにより、鳥取県内の建設業者及び建設関連企業等（以下「建設企業」という。）が開発した新技術・新工法（以下「新技術等」という。）の公共事業への活用機会の確保を図ることを目的とする。

2 審査事項

審査委員会においては、対象となる新技術等について、別紙の新技術・新工法審査基準表により審査するものとする。

3 構成

審査委員会は、県土整備部長を委員長とし、県土整備部次長（技術）、県土整備部各課長（ただし、県土総務課長は除く。）、会計管理者会計局工事検査課長及び公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課長をもって構成し、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

4 会議

審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し主宰するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり会議を開催できない場合には、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

。なお、委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

5 事務局

委員会の事務局は技術企画課に置く。

附 則

この要領は、平成18年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月14日から施行する。